佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則等の 一部を改正する規則をここに

公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第二号

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則等の 一部を改正する規

則

(佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第一条 佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則 (昭和五十七年佐賀県教育

委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として佐賀県教育委員会教育長 第三条第一項中「 教育長」という。 その保護者」を「本人及びその保護者(親権を行う者又 が認める者をいう。 以下同じ。 ᆫ ビ 市町 ( 以

を「 市町」に改め、 同条に次の一項を加える。

3 又は在学することができる。 規定にかかわらず、 県内に存しな 高等学校に入学しようとする者又は在学する者及びその保護者の住所が い場合において、 佐賀県教育委員会の許可を得て、 やむを得ない事情のあるときは、 高等学校に志願し、 第一項の

の規定にかかわらず」 第四条の見出しを「 を削り、 (所属学区の変更) 「所属学区外の高等学校にそれぞれ志願し、 に改め、 同条中「、 前条第一項

又は在学する」 を「、 所属学区を変更する」 に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

(補則)

第六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関 し必要な事項は、

教育長が別に定める。

則第三項中「第三条及び第四条」 を「第三条第一項」 に改め

則第四項中「者で、 \_ の下に「本人及び」を加え、  $\neg$ 第三条」を「

条第一項」に改める。

( 佐賀県立中学校の通学区域に関する規則の 一部改正)

第二条 佐賀県立中学校の通学区域に関する規則 (平成十八年佐賀県教育委員

会規則第十五号) の一部を次のように改正する。

年後見人若し 第三条中「その保護者」 くはこれに準ずる者として佐賀県教育委員会教育長 を「本人及びその保護者 ( 親権を行う者又は ( 以 下 未成

育長」という。 が認める者をいう。 以下同じ。 \_ に改め、 同条に次 の

項を加える。

2 定に 内に存しない場合において、 中学校に入学しようとする者又は在学する者及びその保護者の住所 かかわらず、 佐賀県教育委員会の許可を得て、 やむを得ない事情のあるときは、 中学校に志願 第 一 項 又は の規 が県

在学することができる。

する」 に かかわらず」を削り、 第四条の見出しを「 を「、 所属学区を変更する」 (所属学区の変更)  $\neg$ 所属学区外の中学校にそれぞれ志願し、 に改める。 に 改 め、 同条中「、 前条の 又は在学 規定

第五条の次に次の一条を加える。

(補則)

第六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に 関 し必要な事項は、

教育長が別に定める。

附則第三項中  $\neg$ 第三条及び第四条」 を「第三条第一項」 に改 め

則 第四項中「 者で、 の下に「本人及び」 を加え、 第三条」 を「第三

条第一項」に改める。

( 佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則 の 一部改正)

第三条 佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則 (平成二十一年佐賀県

教育委員会規則第三号) の一部を次のように改正する。

いう。 第三条中「 を削り、 その保護者」 同条に次のただし書を加える。 を「本人」 に改め、 ( 以 下 所属就学区域」 لح

育長 ようとする者に係る特別支援学校の指定の取扱 ただし、 (以下「教育長」 教員を派遣して行う教育 という。 )が別に定める。 (以下「 訪問教育」 们は、 佐賀県教育委員会教 とり う。 う。 を受け

住所の属する」に改め、 人若し 第四条中「所属」を「本人及びその保護者(親権を行う者又は未成年後見 くはこれ に準ずる者として教育長が認める者をいう。 同項に次のただし書を加える。 以下同じ。 の

長が別に定める。 ただし、 訪問教育を受けようとする者に係る就学区域 の取扱 L١ は、 教育

第四条に次の一項を加える。

定にか 2 くは入学し、 第五条の見出しを「 特別支援学校の幼稚部又は高等部に志願 及びその保護者の住所が県内に存しない場合において、 のあるときは、前項の規定にかかわらず、佐賀県教育委員会の許可を得て、 特別支援学校の幼稚部又は高等部に入学しようとする者又は在学する者 かわらず」 又は在学する」を「、 を削 וֹֻ (就学区域の変更) \_ 所属就学区域外の特別支援学校に就学し、 就学区域を変更する」 \_ Ų に改め、 又は在学することができる。 同条中「、 やむを得ない に改める。 前二条の規

(補則)

第六条の次に次の一条を加える。

第七条 教育長が別に定める。 こ の規則に定めるもの のほか、この規則の施行に関 し必要な事項は、

附

則